

森林整備業務競争入札参加資格審査 「申請書作成の手引」 (令和6年度版)

申請書を作成する際は、この「申請書作成の手引」を熟読のうえ、記入誤りや記入漏れ等のないよう注意してください。

なお、申請書作成等についてご不明な点がある場合には、上記8「申請書の提出先」に記載された各担当部署までお問い合わせください。

福島県が発注する森林整備に関する業務（森林施業を主体とする治山事業、県営林事業、生活圏の森林除染等）について、競争入札の参加資格を取得したい方は、下記により申請してください。

1 森林整備業務競争入札の対象業務

- (1) 造 林 業 務 : 地^{じごしら}拵え、新植、改植
- (2) 保 育 業 務 : 補植、樹下植栽、下刈り、除伐、枝打ち、^{ぼうが}萌芽整理、かき起こし、倒木起こし、つる切り、雪起こし、根踏み、刈出し、施肥
- (3) 間 伐 業 務 : 保育間伐、本数調整伐、収入間伐、受光伐、抜き伐り
- (4) 主 伐 業 務 : 主伐、整理伐
- (5) その他森林整備業務 : 病虫獣害防除、防火線の新設・管理、作業路の新設・補修、生活圏の森林除染（住居等近隣の林縁部から概ね20メートル程度の範囲における森林の除染をいう）、道路・河川・公園の植栽維持、その他管理運営上必要な業務

2 入札参加資格審査申請を受けることができない方

次に掲げる事項に該当する方は、入札参加資格審査申請を受けることができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- (3) 県税を滞納している者
- (4) 消費税又は地方消費税を滞納している者
- (5) 審査基準日（資格審査の基準となる日。下記7の「申請書受付期間及び審査基準日」を参照）の直前3年の事業年度において、上記1の「森林整備業務競争入札の対象業務」に掲げる森林整備業務（工事等による支障木の伐採に係るものは除く。）について、公的機関（国、地方公共団体、森林整備法人（公益社団法人ふくしま緑

の森づくり公社等)及び独立行政法人森林総合研究所をいう。以下同じ。)からの受託した実績(下請を含む)のない者

(6) 次のいずれかに掲げる者(専門技術者)を2名以上雇用していない者

ア 技術士

技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項の技術士であって、森林部門に係る登録を受けた者

イ 林業普及指導員、林業専門技術員、林業改良指導員

森林法(昭和26年法律第249号)第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)附則第3条第1項の林業専門技術員資格試験に合格した者若しくは同条第2項の林業改良指導員資格試験に合格した者

ウ 基幹林業作業士、林業技能作業士、林業作業士(認定書)

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成8年農林水産省令第25号)第1条第1項に規定する研修終了者名簿への登録を受けた者(平成8年以前に、林業労働力対策実施要領(昭和45年7月31日付け林野済第95号林野庁長官通知)の規定による都道府県知事の認定を受けた者)

エ アからウまでに掲げる者と同等の専門技術を有する者として知事が認める者(以下のとおり)

(ア) 林業技士

社団法人日本森林技術協会の登録を受け資格が有効である者

(イ) 青年林業士

林業後継者育成対策等事業実施要領(昭和58年4月4日付け58林野普第78号)又は指導林家等実施要領(平成12年4月1日付け林野普第53号林野庁長官通知)に規定する青年林業士として都道府県知事の認定を受けた者

(ウ) フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)

(エ) 実務経験者

公的機関から受託した森林整備業務(道路・河川・公園の植栽維持及び下請けを含む)において、管理業務の実務経験が5年以上の者

なお、実務経験期間の数は、当該業務に従事した月数が通算で12か月あることをもって1年とする。

また、実務経験期間には、登録を希望しない業務の従事期間も含めることができるが、登録を希望する業務の従事期間は、必ず含まれていることとする。

(オ) 海岸防災林造成事業の受注を希望する申請者(ただし、「その他森林整備業務(道路・河川・公園の植栽維持)」の実績を有し、建設業法に定める「造園工事」の許可を受けている者に限る。)にあつては次の者を含む。

・ 1級造園施工管理技士、2級造園施工管理技士

建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第27条に規定する技術検定試験に合格した者

- ・ 1 級造園技能士、2 級造園技能士
職業能力開発促進法第 4 6 条（昭和 4 4 年 7 月 1 8 日法律第 6 4 号）
に規定する技能検定試験に合格した者

- (7) 次に掲げる森林整備に係る技能を有する者（労働者）を 5 名以上雇用していない者
- ア 労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）に基づき、森林整備業務に関する免許、講習、教育を受けた者（免許等の種類については、様式第 3 号（別紙 1）を参照）
 - イ 森林整備業務における現場業務の実務経験が 5 年以上の者
なお、実務経験期間の数は、当該業務に従事した月数が通算で 1 2 か月あることをもって 1 年とする。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者

3 申請者

上記 2 の「入札参加資格審査申請を受けることができない方」に該当しない方が申請者となることができます。

なお、法人の場合における申請者は次のとおりです。

- (1) 本店又は主たる事務所の代表者
 - (2) 本店又は主たる事務所から見積り、入札、契約、代金の請求及び受領等の権限（以下「権限」という。）を委任された支店、支社、営業所等（以下「支店等」という）においては、当該支店等の代表者
- ※申請者毎に、資格要件を満たしていることが必要です。

4 提出書類

- (1) 森林整備業務競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- (2) 委任状（様式第 1 号（別紙））
※本店から権限を委任された支店等が申請する場合に提出が必要となります。
- (3) 誓約書（様式第 2 号）
- (4) 登記事項証明書又はその写し
登記事項証明書の種類は、全部事項証明書（履歴事項証明書、現在事項証明書のいずれも可）とします。
個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人に該当しないことの証明）又は各写しとします。
なお、身分証明書は、本籍地の市町村において、また、登記されていないことの証明書は、東京法務局（最寄りの法務局、地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で手続き可）において発行されるものです。
- (5) 納税証明書又はその写し
申請日の属する年の直前 1 年間に納付し、又は納付すべき額が確定した次のものとし、納税額がない場合も提出してください。
ア 法人県民税又は個人県民税、法人事業税又は個人事業税、自動車税（福島県各

地方振興局において発行される)

イ 消費税及び地方消費税 (各税務署において発行される)

※県内に事務所、事業所がない場合は、イのみで可

(6) 決算書の写し

決算書は、申請日の属する年の直前2年分の各事業年度のものとし、貸借対照表、損益計算書が含まれるものとします。

個人にあつては、青色申告書の写しとし、青色申告書でない場合は、白色も可とします。

(7) ア 「専門技術者」及び「労働者」であることを証明する書類

様式第3号及び資格を証明する書類 (登録証等の写し)

実務経験をもって資格に代える場合は、業務経歴書 (様式第3号 (別紙2))

イ 建設業許可通知書 (造園工事業) 又は建設業許可証明書 (造園工事業) の写し (様式第3号 (別紙1) 1の※印に該当する者のみ)

(8) 従業員 (社員・職員) であることを証明する書類

次に掲げる書類のいずれかひとつを添付すること

雇用契約書、雇入通知書、健康保険及び厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、同資格取得確認及び標準報酬決定通知書、同被保険者証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、同被保険者証、賃金台帳、源泉徴収票の各写し

(9) 森林整備業務実績調書 (様式第4号、様式第5号)

- ・「その他森林整備業務」について、実績の種類毎に記載すること (様式第4号)
- ・「その他森林整備業務」について、「業務の種類」欄に、番号を記載すること (注7を参照) (様式第5号)
- ・契約書の写し (下請にあつては、元請との契約書等の写し (発注者が公的機関とわかる書類)) 等を添付すること。

※実績に係る業務の種類 (内容)、数量が確認できる書類 (仕様書、明細書等) を添付すること。

(10) 郵便番号、あて先、商号・名称を明記した返信用封筒1通

(長形3号の定形封筒で110円の郵便切手を貼付したもの)

※ 添付書類のうち官公署が発行する証明書類等については、審査基準日から起算して3ヶ月以内のものを有効とする。

また、様式の定められたものは所定の様式により提出することとし、指定様式の記載にあたり、欄が不足する場合は別葉として作成すること。

5 申請書の記載要領

【共通事項】

(1) 記入に当たっては、黒のボールペン又は万年筆を使用し、分かりやすく丁寧に記入してください。

なお、ワードにより作成したものも可とします。

(申請書用紙のダウンロードについては、下記11を参照)

(2) 記入するのは正本のみとし、副本は正本のコピーとしてください。ただし、押印のある部分は、本印とします。

(3) 申請書等の内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で訂正し申請者の印章を押

印するか、用紙毎に「○字削除○字加筆」と用紙上部の余白に記入し申請者の印章をその横に押印してください。

- (4) 様式第1号の「申請者」欄、様式第1号(別紙)の「委任者」欄及び様式第2号の「誓約者」欄においては、住所又は所在地、商号又は名称並びに代表者職氏名の入ったゴム印を使用しても構いません。

その際は、各項目の順が異なっても差し支えありません。

- (5) 本店から権限の委任を受けた支店等については、それぞれの支店単位で申請することとなりますが、その場合、様式第1号「4 営業組織」欄の「設立年月日」、「営業年数」、「資本金(出資金)」については、本社ベースで、それ以外の各項目及び各様式については、申請する支店等ベースで記入してください。

6 提出部数

提出部数 2部(正副各1部)

ただし、申請者の住所、本店又は主たる事務所の所在地が福島県外である場合は、正本1部とする。

7 申請書受付期間及び審査基準日

申請書受付期間	審査基準日
令和6年11月1日から同年11月30日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	令和6年10月1日

注1 持参の場合における受付時間は、午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までとします。

注2 郵送の場合は、申請書受付期間の最終日の当日消印有効とします。

8 申請書の提出先

提出書類は、郵送又は持参により、申請者の住所、本店又は主たる事務所の所在地を所管する福島県各農林事務所に提出してください(下記11参照)。

9 資格の認定、名簿への登録及び資格の有効期間

審査の結果、適格と認められた場合は、「森林整備業務競争入札参加有資格者名簿」(以下「有資格者名簿」という。)に登録されるとともに、申請者には文書で通知します。

また、不適格となった場合には、理由を付してその旨を通知します。

なお、資格の有効期間は、次のとおりとします。

「令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間」

10 入札参加有資格者名簿登録後の注意事項

- (1) 有資格者名簿は、福島県において公表扱いとします。

なお、公表内容は、①商号又は名称、②代表者の氏名、③住所又は所在地(市町村名のみ)、④登録した業務の種類とします。

- (2) この登録は、競争入札に参加できる者の登録であり、この登録により競争入札において必ず指名される訳ではありません。
- (3) 次に該当する場合は、入札参加資格を喪失します。
- ア 上記2の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った場合。
- (4) 申請書の記載事項について、次に掲げる事項について変更があったときは、様式第8号 森林整備業務競争入札参加審査申請書記載事項変更届が必要となります。
- ア 商号又は名称
- イ 代表者の氏名
- ウ 住所又は所在地
- エ 上記2の(6)若しくは(7)に掲げる資格要件を欠くこととなったとき又は満たすこととなったとき。
- オ その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

1 1 申請用紙の交付及び資格審査の受付機関

申請書用紙については、下記のホームページからダウンロード出来ます。

本店又は主たる事務所の所在地	担当部署名	所在地	電話・ファクシミリ番号
福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡及び安達郡	県北農林事務所 (総務部総務課)	〒 960-8670 福島市杉妻町2番16号	TEL 024-521-2589 FAX 024-521-2850
郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡及び田村郡	県中農林事務所 (総務部総務課)	〒 963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号	TEL 024-935-1508 FAX 024-935-1513
白河市、西白河郡及び東白川郡	県南農林事務所 (総務部総務課)	〒 961-0971 白河市昭和町269番地	TEL 0248-23-1574 FAX 0248-23-1590
会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡	会津農林事務所 (総務部総務課)	〒 965-8501 会津若松市追手町7番5号	TEL 0242-29-5363 FAX 0242-29-5342
南会津郡	南会津農林事務所 (総務部総務課)	〒 967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1	TEL 0241-62-5864 FAX 0241-62-5256
相馬市、南相馬市、双葉郡及び相馬郡	相双農林事務所 (総務部総務課)	〒 975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地	TEL 0244-26-1175 FAX 0244-26-1169
いわき市	いわき農林事務所 (総務部総務課)	〒 970-8026 いわき市平字梅本15番地	TEL 0246-24-6188 FAX 0246-24-6159
福島県外	(県庁)農林水産部 森林林業総室 (森林計画課)	〒 960-8670 福島市杉妻町2番16号	TEL 024-521-7425 FAX 024-521-7543

※森林整備業務競争入札参加資格審査「申請書作成の手引」のページ
(URL) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36055a/gyoumu-sinseisyo.html>
* 検索ワード：「福島県 森林整備業務 申請書」